

鋼船規則

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産,
貯蔵, 積出し設備

規
則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

8 章 電気設備

8.1 一般

8.1.3 試験*

-3.を次のように改める。

-3. 浮体施設の安全に係る設備又は装置及び浮体施設の位置保持に係る設備又は装置（電力に依存する位置保持システムに限る。）に用いられる電気設備であつて、次の(1)から(6)に示す電気機器及びケーブルは、別に定めるところにより形式ごとに形式試験を行わなければならない。ただし、形式試験の取扱いが適当でない場合（例えば、特定の船舶や用途にのみ使用され、引き続き使用される見込みの少ないもの、個品について本会の試験検査証明書取得の希望がある場合等）には、申込みにより、形式試験に代えて個々の製品について試験検査を行う。

((1)から(6)は省略)

附 則

1. この規則は、2022 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

PS 編

浮体式海洋石油・ガス生産, 貯蔵,
積出し設備

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

PS 編 浮体式海洋石油・ガス生産、貯蔵、積出し設備

PS8 電気設備

PS8.1 一般

PS8.1.3 試験

-5.を削る。

~~5. 規則 PS 編 8.1.3-3.に規定する電気機器及びケーブルであつて、形式試験の取扱いが
適当でない場合（例えば、特定の船舶や用途にのみ使用され、引続き使用される見込みの
少ないもの、個品について本会の試験検査証明書取得の希望がある場合等）には、申込み
により、形式試験に代えて個々の製品について試験検査を行う。~~

附 則

1. この達は、2022 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、
なお従前の例による。